

告示

埼玉県選管告示第二十七号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

選挙長

埼玉県鶴ヶ島市

長峰 宏 芳

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市

菅 克 己